

宇都宮市オフィス企業立地支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付するオフィス企業立地支援補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、補助金交付により、オフィス企業（事務職を雇用する企業をいう。）の本市への移転・拡充を促進し、もって本市産業の振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) オフィス 事業者が自らの事業のために事務所又は営業所として使用するスペースを指し、このスペースの一部で研究所、倉庫、簡易な作業場等（住居、工場、店舗、個人及び一般消費者等に対し販売やサービスを行う来店型オフィス及び各種教室等並びに他人への貸付けや使用をさせる貸事務所及び貸倉庫等（事務所、営業所、研究所、倉庫、簡易な作業場等と区別されていない場合を含む）を除く。）として利用する場合も含むものをいう。
- (2) 新設 市内にオフィスを設置していない者が、市内に新たにオフィスを設置することをいう。
- (3) 増設 市内にオフィスを設置している者が、既存のオフィスとは別に、市内に新たにオフィスを設置することをいう。
- (4) 移設 市内にオフィスを設置している者が、既存オフィスを市内間で移転し、増床及び増員することをいう。
- (5) 従業員 オフィスで業務を行うため、常用雇用者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいい、使用人兼務役員を含む。以下同じ。）として雇用されている者をいう。
- (6) 新規従業員 従業員のうち、次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。

ア オフィスの新設，増設又は移設に伴い，新たに雇用された本市内に住所を有する従業員

イ オフィスの新設，増設又は移設の際に，既に事業者には雇用されており，かつ，本市外に住所を有していた者であって，オフィスの新設，増設又は移設に伴い，本市内に住所を移転した従業員

(7) 正規雇用者 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であり，次のアからエまでのいずれかに該当する労働者をいう。ただし，派遣労働者として雇用されている者は除く。

ア 正規雇用労働者 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する労働者をいう。

(ア) 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること（就業規則又は労働協約（以下「就業規則等」という。）に規定する通常の労働者の所定労働時間が明確ではない場合，他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等であること）。

(イ) 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に，長期雇用を前提として賞与又は退職金制度の実施及び昇給の実施が規定され，当該規則が適用されている労働者であること。

イ 勤務地限定正社員 次の(ア)から(ウ)のいずれにも該当する労働者をいう。

(ア) 就業規則等に規定する所定労働時間が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の就業規則等に規定する所定労働時間と同等の労働者であること。

(イ) 勤務地が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の勤務地に比べ限定されている労働者であること。

(ウ) 同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の労働条件が適用されている労働者であること。

ウ 職務限定正社員 次の(ア)から(ウ)のいずれにも該当する労働者をいう。

(ア) 就業規則等に規定する所定労働時間が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の就業規則等に規定する所定労働時間と同等の労働者であること。

(イ) 職務が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の職務に比べ限定

されている労働者であること。

(ウ) 同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の労働条件が適用されている労働者であること。

エ 短時間正社員 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する労働者をいう。

(ア) 所定労働時間が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の所定労働時間に比べ短い労働者であること。

(イ) 同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の労働条件が適用されている労働者であって、時間当たりの基本給，賞与，退職金等の労働条件が，同一の事業主に雇用される正規雇用労働者と比較して同等である労働者であること。

(8) 非正規雇用者 前号に規定する正規雇用者以外の労働者をいう。

(9) 事務職 総務省の定める日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）において定めるC－事務従事者に該当する業務に従事する者をいう。

(10) 賃借料 オフィスを賃借する者が，貸主との間で賃貸借契約を締結し，貸主に対して支払う賃借料をいう。

(11) 業務用駐車場 事業者がその事業に供するために，資産として購入した営業車等の車輛を置くための駐車場をいう。

(12) 業務用駐車場借上料 前号に規定する業務用駐車場の借上げに係る費用をいう。

(13) 改修 賃貸借契約又は使用貸借契約により入居するオフィスを改修することをいう。

(14) 内装改修費 賃借人が費用を負担する内装改修工事（オフィス内の空調設備，給排水設備，間仕切り，防災設備，給排水管，配電盤，通信回線，壁紙の張替えに係る工事等）に係る費用であって，撤去費，処分費，器具の購入費，備品の購入費等を除いたものをいう。

(15) 補助対象雇用者 雇用補助の交付を受けようとする者が，第8条に規定する補助事業適用通知書による通知があった日以降1年以内に雇用した新規従業員であって，オフィスにおいて第10条第1項に規定する交付申請書等を提出する日までの間に1年以上継続雇用した者をいう。

(16) 従業者数 市民税の法人税割の分割基準となるものをいう。

(補助対象地域)

第4条 補助対象地域(補助金の対象となる地域をいう。以下同じ。)は、本市内の市街化区域とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることのできる者は、補助対象地域におけるオフィスの新設、増設又は移設をしようとする法人(新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するものを含む。以下「事業者」という。)であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 財務の健全性が確保されていること。
- (3) 雇用保険法第5条に規定する雇用保険の適用事業を実施すること。
- (4) 健康保険・厚生年金保険の強制適用事業所については、雇い入れ後、速やかに当該保険に加入させていること。
- (5) オフィスにおいて行う事業が次のいずれにも該当しないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業
イ 宗教活動又は政治活動に関する事業

- (6) 宇都宮市暴力団排除条例(平成23年宇都宮市条例第37号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) オフィスにおいて、別表第1に定める日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる産業に属する種類の事業を行うこと。
- (8) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者の範囲を超える事業者であること。ただし、事業者のオフィスが単独事業所である場合は、当該事業者の行う事業の業種に関わらず、従業員の数が5人を超える事業者又はシェアオフィス等にオフィスを設置する場合は、当該事業者の行う事業の業種に関わらず、従業員の数が2人を超える事業者であること。

（補助金に係る補助事業の種類等）

第6条 補助金に係る補助事業（以下単に「補助事業」という。）の種類，補助対象地域の区域，補助額，補助期間及び交付条件は，別表第2のとおりとする。

2 別表第2に掲げる補助事業の種類それぞれに該当する場合の補助額は，それぞれの合計金額とする。

（事前協議書の提出）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は，賃貸借契約，使用貸借契約，売買契約，工事請負契約又は施設利用契約等を締結する前までに，次の各号に掲げる書類を添えて，補助金に係る事前協議書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 賃貸借契約，使用貸借契約，売買契約，工事請負契約又は施設利用契約等の契約書（案）の写し
- (2) 会社・法人の登記事項証明書又は登記申請書の写し
- (3) 直近の決算書（決算期を1度も迎えていない法人を除く。）
- (4) 定款又は規約
- (5) 事業者の概要を明らかにする書類
- (6) オフィス等の概要を明らかにする書類
- (7) 対象施設の位置図及び施設内部のレイアウト図
- (8) その他市長が必要と認める書類

（補助事業の種類の適用）

第8条 市長は，前条に規定する事前協議書等を受理したときは，その内容を審査し，補助事業の種類の適用の可否を決定し，その旨を当該事前協議書等を提出した者に，補助事業適用通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（新設等完了届の届出）

第9条 前条に規定する補助事業の適用の通知を受けた者は，通知があった日から4か月以内に，新設，増設又は移設を完了し，市長に新設等完了届（様式第3号）を届け出なければならない。ただし，やむを得ない理由がある場合は，この限りでない。

(交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、別表第2に掲げる賃借料補助、改修費補助、税額補助及びシェアオフィス等使用料補助にあつては、対象となる経費を支払った日から1年以内、雇用補助にあつては、補助対象雇用者が確定した日から1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 賃貸借、使用貸借、売買又はシェアオフィス等に係る施設利用契約等の契約書の写し
- (3) 会社・法人の登記事項証明書又は登記申請書の写し
- (4) 対象施設の位置図及び施設内部のレイアウト図
- (5) 申請者の概要を明らかにする書類
- (6) オフィスの概要を明らかにする書類
- (7) 直近の決算書及び事業報告書（これに類するものを含む。）
- (8) 栃木県女性活躍オフィス立地・拡大補助金の交付を受けている場合は、その交付決定通知書の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 賃借料補助の交付を受けようとする者は、前項に掲げる書類に加えて次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 賃貸借契約、使用貸借契約等に基づく賃借料の支払領収書等の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 改修費補助の交付を受けようとする者は、第1項に掲げる書類に加えて次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 改修に係る工事請負契約書の写し
- (2) 改修内容を明らかにする写真等
- (3) 改修に要した費用の支払領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

4 雇用補助の交付を受けようとする者は、第1項に掲げる書類に加えて次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助対象雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

- (2) 補助対象雇用者の勤務時間、勤務場所（所属）、勤務内容、賃金の額、雇入年月日等が明らかになる労働条件を明示した雇入通知書又は雇用契約書の写し
 - (3) 補助対象雇用者の賃金台帳の写し
 - (4) 補助対象雇用者が新卒３年以内であることを証する書類（補助対象雇用者が新卒３年以内である場合に限る。）
 - (5) 補助対象雇用者の確認に係る同意書
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 5 税額補助の交付を受けようとする者は、第１項に掲げる書類に加えて次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 法人市民税確定申告書の写し
 - (2) 課税標準の分割に関する明細書（様式第１１号）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 6 シェアオフィス等使用料補助を受けようとする者は、第１項に掲げる書類に加えて次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 使用料に係る支払領収書等の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第１１条 市長は、前条に規定する補助金等交付申請書等の提出のあったときは、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、これを受理するものとする。

2 市長は、受け付けた補助金等交付申請書について審査し、適正であると認められるときは補助金の交付を決定するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金の交付を受けようとする者に対して、補助金等交付決定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（実績報告）

第１２条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業が完了したときは、補助金等実績報告書（様式第６号）を、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 13 条 市長は、前条に規定する補助金等実績報告書の提出のあったときは、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、これを受理する。

2 市長は、受け付けた補助金等実績報告書について審査し、適正であると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

（交付請求）

第 14 条 前条に規定する補助金等確定通知書による通知を受けた者（次条及び第 18 条において「交付決定者」という。）は、交付請求書（様式第 8 号）を市長が定める期日までに市長に提出するものとする。

（交付の決定の取消し）

第 15 条 市長は、別表第 2 に掲げる補助事業の種類の欄第 1 号から第 5 号のいずれかの交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金等交付決定取消通知書（様式第 9 号）により、交付決定者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 別表第 2 補助事業の種類の欄第 1 号から第 4 号にあつては、交付条件の欄第 2 号に規定する条件に違反したとき、第 5 号にあつては、交付条件の欄第 3 号に規定する条件に違反したとき。
- (3) 法令若しくは宇都宮市補助金等交付規則（昭和 41 年規則第 22 号）に違反し、又は市長の指示に従わなかつたとき。

（補助金の返還等）

第 16 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分について既に補助金等が交付されているときは、補助金等返還請求書（様式第 10 号）により、補助事業者に対して期限を定めて当該補助金等を返還させるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還額は、補助金の交付の決定を受けた日から、操業を中止し、又は廃止した日までの期間の年数に応じて、補助金の交付の決定をした額を 5 で除して得た金額に、操業期間が 5 年に満たない期間の年数（1 年に満たない部分があるときは、これを切り上げる。）を乗じた金額と

する。ただし、シェアオフィス等使用料補助に係る補助金の交付の決定を受けた日から、操業を中止し、又は廃止した日までの期間が1年に満たない場合のシェアオフィス等使用料補助に係る補助金の返還額は、シェアオフィス等使用料補助に係る補助金の交付を決定した額とする。

(適用除外)

第17条 この要綱は、宇都宮市企業立地等支援補助金、宇都宮市本社機能立地支援補助金、宇都宮市就職困難者雇用奨励金その他類似の補助金等の目的又は費目による補助金等の交付の決定を受けた事業については、適用を除外する。ただし、栃木県女性活躍オフィス立地・拡大補助金の交付決定を受けた事業については除くものとする。

(雇用維持の責務)

第18条 交付決定者は、常用雇用者の雇用の維持に努めなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表第 1（第 5 条関係）

大分類	中分類・小分類・細分類
建設業	全て
製造業	全て
電気・ガス・熱供給業	全て
情報通信業	3 7 通信業 3 8 1 公共放送業（有線放送業を除く） 3 8 2 民間放送業（有線放送業を除く） 3 8 3 有線放送業 3 9 1 ソフトウェア業 3 9 2 情報処理・提供サービス業 4 0 インターネット付随サービス業， 4 1 映像・音声・文字情報制作業
運輸業	4 2 鉄道業 4 3 道路旅客運送業 4 4 道路貨物運送業 4 5 水運業 4 6 航空運輸業 4 7 倉庫業 4 8 運輸に附帯するサービス業
卸売業	5 0 各種商品卸売業 5 1 繊維・衣服等卸売業 5 2 飲食料品卸売業 5 3 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業 5 4 機械器具卸売業 5 5 その他の卸類業
金融業，保険業	6 2 銀行業 6 3 協同組織金融業 6 4 3 1 クレジットカード業 6 4 9 3 証券金融業

	6 5 金融商品取引業，商品先物取引業 6 7 保険業
不動産・物品賃貸業	6 8 不動産取引業 6 9 1 不動産賃貸業（貸家業，貸間業を除く） 7 0 1 1 総合リース業 7 0 2 産業用機械器具賃貸業 7 0 3 事務用機械器具賃貸業
学術研究，専門・技術サービス業	7 1 1 自然科学研究 7 1 2 人文・社会科学研究所 7 2 1 法律事務所，特許事務所 7 2 2 公証人役場，司法書士事務所，土地家屋調査士事務所 7 2 3 行政書士事務所 7 2 4 公認会計士事務所，税理士事務所 7 2 5 社会保険労務士事務所 7 2 6 デザイン業 7 2 7 著術・芸術家業 7 2 8 経営コンサルタント業，純粋持株会社 7 2 9 その他の専門サービス業 7 3 広告業 7 4 1 獣医業 7 4 2 土木建築サービス業 7 4 3 機械設計業 7 4 4 商品・非破壊検査業 7 4 5 計量証明業 7 4 6 写真業 7 4 9 その他の技術サービス業
教育・学習支援業	8 2 その他の教育，学習支援業
サービス業 (ほかに分類されないもの)	9 0 機械等修理業 9 1 職業紹介・労働者派遣業

	9 2 9 1 ディスプレイ業 9 2 9 2 産業用設備洗浄業 9 2 9 4 コールセンター業
管理，補助的経済活動を行う事業所	上記に示す各業種の管理，補助的経済活動を行う事業所

別表第 2 （第 6 条関係）

補助事業の種類	補助対象 地域の区域	補助額等	補助期間等	交付条件
(1) 賃借料補助	市街化区域 都市機能誘導区域	1 栃木県女性活躍オフィス立地・拡大補助金の賃借料の補助の交付を受けた事業者 (1) 市街化区域 栃木県女性活躍オフィス立地・拡大補助金の賃借料の補助対象期間の終了した月の翌月の初日から 1 年を経過するまでの間のオフィスの賃借料（共益費，管理費その他これらに類する経費を除く。）及び業務用駐車場借上料の合計額の 3 分の 1 以内とし，2 5 0 万円又は 6 0 0 万円から栃木県女性活躍オフィス立地・拡大補助金の賃借料の補助の補助対象期間における交付額を差し引いた額のいずれか低い額を上限とする。 (2) 都市機能誘導区域 栃木県女性活躍オフィス立地・拡大	年度内 1 回申請とし最長 3 年間	(1) 補助事業適用通知書による通知があった日から 4 か月以内に操業を開始すること。 (2) 最初の補助金の交付の決定日から 5 年以上操業すること。 (3) 補助金の交付の決定日において補助事業適用通知書による通知があった日以降に新規に採用された従業員が 1 名以上在籍していること。 (4) オフィスにおいて事務職の女性の割合が，従業員数の 2 割以上であること。 (5) 賃貸借契約を締結する場合，賃借料補

		補助金の賃借料の補助対象期間の終了した月の翌月の初日から1年を経過するまでの間のオフィスの賃借料（共益費，管理費その他これらに類する経費を除く。）及び業務用駐車場借上料の合計額の2分の1以内とし，250万円又は600万円から栃木県女性活躍オフィス立地・拡大補助金の賃借料の補助の補助対象期間における交付額を差し引いた額のいずれか低い額を上限とする。 2 栃木県女性活躍オフィス立地・拡大補助金の賃借料の補助の交付を受けていない事業者 (1) 市街化区域 第9条に規定する新設等完了届を届け出た日の属する翌月の初日から3年を経過するまでの間のオフィスの賃借料（共益費，管理費その他これらに類する経費を除く。）及び業務用駐車場借上料の合計額の3分の1以内とし，3年間で250万円を限度額とする。 (2) 都市機能誘導区域 第9条に規定する新設等完了届を届け出た日の属す		助の交付を受けようとする者の親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下この表において同じ。）又は子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下この表において同じ。）が当該契約の相手方となる場合を除く。 (6) 賃借建物の賃貸人が，補助対象者の代表取締役（以下「当該代表取締役」という。）又は当該代表取締役と同じ者を代表取締役とする企業の場合を除く。 (7) 賃借建物の賃貸人が，当該代表取締役の配偶者若しくは当該代表取締役の一親等以内の血族又は当該代表取締役の配偶者若しくは当該代表取締役の一親等以内の血族を代表
--	--	--	--	--

		る翌月の初日から3年を経過するまでの間のオフィスの賃借料（共益費，管理費その他これらに類する経費を除く。）及び業務用駐車場借上料の合計額の2分の1以内とし，3年間で250万円を限度額とする。		とする企業である場合を除く。
(2) 改修費補助	市街化区域 都市機能誘導区域	1 市街化区域 (1) 新設 賃貸借契約又は使用貸借契約による入居に際して要した内装改修費の合計額の3分の1以内とし，500万円を限度額とする。 (2) 増設，移設 賃貸借契約又は使用貸借契約による入居に際して要した内装改修費の合計額の3分の1以内とし，100万円を限度額とする。 2 都市機能誘導区域 (1) 新設 賃貸借契約又は使用貸借契約による入居に際して要した内装改修費の合計額の2分の1以内とし，500万円を限度額とする。 (2) 増設，移設 賃貸借契約又は使用貸借契約による入居に際して要した内装改修費の合計額の2分の1以内とし，100万円を限度額とする。	申請回数は1回のみ	

(3) 雇用補助	市街化区域 都市機能誘導区域	市街化区域及び都市機能誘導区域 1 転入・新規雇用補助 補助対象雇用の正規雇用者一人当たり10万円又は非正規雇用者一人当たり5万円とし、栃木県女性活躍オフィス立地・拡大補助金の人件費の補助の交付の対象となった雇用者を除く。 2 新卒上乗せ 補助対象雇用のうち、3年以内に新たに学校若しくは専修学校を卒業した者一人当たり10万円とする。 3 女性雇用応援上乗せ 補助対象雇用のうち、女性一人当たり10万円とする。 上記1、2及び3の合計額で2,000万円を限度額とする。	申請回数は1回のみ
(4) 税額補助	都市機能誘導区域	都市機能誘導区域 第9条に規定する新設等完了届を届け出た日の属する事業年度若しくは連結事業年度又はオフィスの新設、増設又は移設完了後に開始する最初の事業年度若しくは連結事業年度の初日から3年以内に終了する各事業年度又は連結事業年度の市民税の法人税割額を当該事業年度又は連結事業年度の末日現在における、従業者数で除し、当該事業年度又は連結事業年度の末日現在における新設、増設又は移設したオフィスの従業者数(以下	年度内1回申請とし最長3年間

		「現従業者数」という。)から新設等完了届を届け出た日の前に終了する各事業年度又は各連結事業年度のうち最後の事業年度又は連結事業年度(以下「基準年度」という。)の末日現在における新設,増設又は移設したオフィスの従業者数を控除した数(基準年度において市内に事務所又は事業所を有しない法人にあっては,現従業者数)を乗じて計算した額の2分の1以内とし,3年間で100万円を限度額とする。		
(5) シェアオフィス等使用料補助	市街化区域 都市機能誘導区域	市街化区域及び都市機能誘導区域 第9条に規定する新設等完了届を届け出た日の属する翌月の初日から3年を経過するまでの間のシェアオフィス等の使用料の2分の1以内とし,1年間で30万円を限度額とする。	年度内1回申請とし最長3年間	(1) オフィスが新設であり,法人の設立に伴う新設を除く。 (2) 補助事業適用通知書による通知があった日から4か月以内に操業を開始すること。 (3) 補助金の交付の決定日から連続して1年以上操業すること。 (4) シェアオフィス等の契約に当たり,シェアオフィス等使用料補助の交付を受けようとする者の親会社等又は子会社等が当該契約の相手方となる場合を除く。

				(5) 第9条に規定する新設等完了届を届け出た日の属する翌月の初日から1年を経過した日以降に、第10条に規定する補助金等交付申請書を提出すること。ただし、2回目の補助金等交付申請書は、新設等完了届を届け出た日の属する翌月の初日から2年を経過した日以降に、3回目の補助金等交付申請書は、新設等完了届を届け出た日の属する翌月の初日から3年を経過した日以降に、それぞれ提出すること。
--	--	--	--	---

備考

- 1 市街化区域 本市内の市街化区域（次項に規定する都市機能誘導区域を除く。）をいう。
- 2 都市機能誘導区域 「宇都宮市立地適正化計画（令和6年10月1日見直し）」において配置した次に掲げるエリアをいう。
 - (1) 都市拠点エリア（内環状線の内側）
 - (2) 南宇都宮駅周辺エリア
 - (3) ライトライン停留所周辺エリア（宇都宮大学陽東キャンパス）
 - (4) 鶴田駅周辺エリア
 - (5) 岡本駅周辺エリア

- (6) 江曾島駅周辺エリア
- (7) 西川田駅周辺エリア
- (8) 雀宮駅周辺エリア
- (9) ゆいの杜エリア
- (10) 瑞穂野団地周辺エリア
- (11) 上河内地区市民センター周辺エリア

制定分

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

改正文

この要綱は、令和元年6月1日から適用する。ただし、令和元年5月31日までに交付申請のあった事業については、なお従前の例によるものとする。

改正文

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。ただし、令和2年3月31日までに交付申請のあった事業については、なお従前の例によるものとする。

改正文

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。ただし、令和3年3月31日までに交付申請のあった事業については、なお従前の例によるものとする。

改正文

この要綱は、令和6年11月1日から適用する。ただし、令和6年10月31日までに第8条に規定する補助金の種類の適用の決定を受け、令和6年11月1日以降に最初の交付申請のあった事業については、申請者の希望があった場合、なお従前の例によるものとする。

改正文

この要綱は、令和7年4月14日から適用する。ただし、令和7年4月13日までに交付申請のあった事業については、なお従前の例によるものとする。